

支援金詳細

衛生環境激変対策特別貸付

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度

地域	
支援の種類	融資
利用目的	新型コロナウイルス関連 / 融資・貸付
対象	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方
公募期間	~
上限金額・助成金	【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）
給付要件	最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること等
その他	【金利】基準金利：1.83% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利 - 0.9% 令和4年4月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動 【貸付期間】15年以内（うち据置期間3年以内）
問合せ先	日本公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html